



国民生活基礎調査に ご協力ください



4月下旬から、市内の一部地区の世帯を対象に、国民生活基礎調査の調査員が訪問します。ご協力をお願いします。

1 世帯状況や医療保険、就業、健康、介護に関する調査日は6月2日(木)：問い合わせは保健総務課へ。☎(883)1170

2 所得と貯蓄に関する調査日は7月14日(木)。問い合わせは保護第一課へ。☎(888)5669

* **2** の対象は、**1** の調査を行った地区の一部となります。

「市民100人会」に ご協力ください

「市民100人会」は、市がさまざまな事業を進めようとするときに、無作為に選出した100人の市民の力がたから意見をお聴きする制度です。任期は2年で、市が行うアンケートや意見募集などにご協力いただきます。

今年度から新しく会員になっていただくかたへ、依頼文書をお送りします。あなたの声を市政に活かすため、ぜひご協力ください。

●問い合わせ

広報広聴課 ☎(888)5471

介護給付の適正化業務を 行う職員を募集します

介護保険に関するケアプラン点検や事業所への指導補助などの業務を、通年で行うことができる介護支援専門員(会計年度任用職員)を、4月22日(金)まで募集しています。

応募資格、勤務条件など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1033775

● 問い合わせ
介護保険課 ☎(888)5674

介護従事者の 資格取得を支援します

介護従事者向けの初任者研修や実務者研修などの受講費の一部を補助します。講座申込後から修了前までに介護保険課への事前申込が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆ 広報ID番号 1028311

【対象】

市内に居住し、市内の介護事業所で介護従事者として働くことが内定しているまたは現に介護従事者として働いているかた

【対象資格と上限額】

…補助割合は費用の3分の2
介護福祉士実務者研修(10万円)

介護職員初任者研修(6万円)
生活援助従事者研修(3万円)

* 現に働いているかたは補助割合2分の1。

●問い合わせ

介護保険課 ☎(888)5674

ご利用ください

医療と介護の出前講座



営利を目的としない集会やイベントなどを対象とした、医療と介護の出前講座を実施します。費用は無料です。

時間は、原則月曜から土曜の午前9時～午後7時の間で設定していただき、会場は町内会館や集会所などをご準備ください。

希望のメニューを選択できます

- ① かかりつけ医に相談しよう!
- ② お口の健康を守る予防と治療
- ③ 地域の薬局を賢く使おう!
- ④ リハビリ専門職ができること
- ⑤ こんにちは! 訪問看護です
- ⑥ 介護保険サービスの基礎知識
- ⑦ その他、ご希望に合わせて

申し込み電話かFAXで、申込者の氏名(団体名)、電話番号、希望日時、講話内容などを、秋田市在宅医療・介護連携センターへお知らせください。

☎(827)3636
FAX(827)3614

所有地(管理地)への 不法投棄を防ぎましょう

管理が行き届いていない土地は、ごみを投棄されやすくなります。周囲への柵などの設置やこまめな草刈り、見回りを心がけましょう。不法投棄に関する相談は廃棄物対策課へ。☎(888)5713

長崎での平和祈念式典を 取材する親子を募集!

8月9日(火)に長崎市で開催される「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」などを取材し、新聞記事を作成する親子を募集します。締め切りは5月18日(水)(必着)。事前課題の提出などがあります。詳しくは、左記ホームページをご覧ください。

http://www.nucfreejapan.com/

対象と定員(抽選)小学4～6年生と保護者(2人1組)、全国で9組
滞在期間8月8日(月)から11日(木)まで。旅費、宿泊費などは、主催者の日本非核宣言自治体協議会が負担します

* 新型コロナウイルスの感染状況により、現地に行かずにリモート取材となる場合があります。

● **問い合わせ** 協議会事務局(長崎市平和推進課内)

☎095-844-9923



令和3年度 秋田市指定文化財



このたび、勝平神社(保戸野)の石造狛犬を、秋田市指定文化財に指定しました。これにより、秋田市指定文化財は161件、国・県指定のものを合わせると秋田市の指定文化財件数は299件になります。

■勝平神社の石造狛犬■

年代▶文化6(1809)年

種別▶有形文化財(歴史資料)

石材は本体が和泉石(大阪府泉南地方産)、台座が白御影石(瀬戸内地方産)と考えられ、「文化6年奉獻」「佐藤與吉郎」「八幡丸」「金比羅丸」(☺)などの刻字があります。

江戸時代の「渋江和光日記」「秋田武鑑」などに、この佐藤與(与)吉郎の名前があり、史料から川尻に居住していたことや、北前船の船主として商船活動を行っていたことなどがうかがえ、当時の社会・産業構造などを知るうえで貴重な物件といえます。

問い合わせ

文化振興課☎(888)5607

◆6月と8月の特別徴収額の計算式

{(前年度の年間保険料額÷6回①)×3回-4月の特別徴収額}÷2回

↑
(①の算出額は100円未満切り捨て)

後期高齢者医療保険料 特別徴収額を調整します

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの引き落とし)額を1年を通じて均等にするため、6月と8月の特別徴収額を調整します。

対象となるかたは、収入の変動などにより仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)の差が大きいかたで、4月下旬に通知書を発送しますので、金額は上の計算式を参考にしてください(額は100円未満切り捨て)。

なお、4月の仮徴収額と調整後の6月の仮徴収額の差が1千円未満の場合や、口座振替・納付書で納付しているかたは対象外です。

●問い合わせ

後期高齢医療課
☎(888)5638

野山に入るときは ヤマビルにご注意!

ヤマビルは、例年5月ころから活動をはじめます。秋田市北部・東部などの山沿いで湿気の多い場所に生息し、人や動物にとりつき吸血する生物です。

吸血被害を防ぐには、首にタオルを巻いたり、袖の長い衣服を着て長靴をはくなど、侵入経路をふさぎ、足下に忌避スプレーや食塩水を吹きかけることが有効です。

とりついたときは無理に剥がそうとせず、食塩水などを吹きかけると自然に剥がれ落ちます。吸血されると2時間程出血が止まらなくなることもあり、しばらくかゆみも残ります。体調が優れない場合

合や症状が治まらない場合は、医療機関の受診をおすすめします。

●問い合わせ

農地森林整備課
☎(888)5739

有毒植物による 食中毒にご注意!



山菜採りなどで誤って有毒な野草を採取し食べることで、食中毒が発生し、死に至る場合もあります。食用の野草と確実に判断できない植物は、絶対に採らない! 食べない! 売らない! 人にあげない! ようにしましょう。

①山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜採りなどをするときには、一本一本よく確認し、調理前にもう一度確認しましょう。

有毒植物▶間違えやすい植物

バイケイソウ▶オオバギボウシ(ウルイ)、ギョウジャニンニクなど
トリカブト▶ニリンソウ、モミジガサ(シドケ)など

②野菜と觀賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。

有毒植物▶間違えやすい植物

スイセン▶ニラなど
チヨウセンアサガオ▶モロヘイヤやアシタバの葉、ゴボウの根など
イヌサフラン▶ギョウジャニンニクやギボウシの葉など

●問い合わせ

衛生検査課☎(883)1181

松くい虫防除薬剤を 無料で差し上げます

アカマツやクロマツへの松くい虫被害を防ぐため、次の要件を満たし、共同防除を実施する町内会へ薬剤を差し上げます。

松くい虫防除薬の配布要件

①樹高が10m以上で本数が30本以上、またはこれと同等以上のまとまりがあり、地域住民の同意が得られていること

②6月中旬から7月上旬までに散布できること

③散布する機械があること
申し込み▶4月19日(火)から28日(木)までの平日に農地森林整備課へ。

☎(888)5739